

新型インフルエンザ等対策事業継続計画

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

1 事業継続の基本方針

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会（以下「本会」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下「特措法」という。）新型、インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 3 条第 20 号に規定する指定公共機関を公示する件（平成 25 年 4 月 12 日内閣総理大臣公示）の規定により、指定公共機関に指定された。指定公共機関は、特措法第 3 条の規定により、国・地方自治体と並んで、新型インフルエンザ又は、同様に病原性の高い新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）対策を実施する責務を有する。

本会としての新型インフルエンザ等対策業務の内容は、会員構成員である医薬品卸が、国の要請・指示に応じ、医薬品を安定的に供給するよう医薬品卸・関係機関と円滑な連絡調整を図ることである。具体的には、新型インフルエンザ等の発生状況等を国等から入手し、会員に周知すると同時に、新型インフルエンザ等の流行の度合いに応じ、医薬品卸の業務の実施状況等を把握し、医薬品流通の現況を的確に関係機関に連絡すること。また、国等からの要請・指示等に応じ、医薬品卸の在庫状況を確認するとともに、当該医薬品卸に対して配送要請を伝達することが想定される。

この事業継続計画は、本会が指定公共機関として課せられた上記業務を遂行するため、新型インフルエンザ等が発生し蔓延に進行した場合においても、その社会的機能維持のための重要業務を継続して実施する体制を明確化することを目的とする。

2 被害想定及び被害状況の確認

この事業継続計画が想定する被害状況は、政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日）の被害想定と同一とする。

(1) 過去の流行を踏まえ推計

罹患率：全人口の 25%

致死率：中等度の場合 0.53%（アジアインフルエンザ並み）を想定

重度の場合 2.0%（スペインインフルエンザ並み）を想定

(2) 季節性インフルエンザと新型インフルエンザの違い

項目	季節性インフルエンザ	新型インフルエンザ
発病	急激	急激
症状(典型例)	38°以上の発熱 咳・くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛・関節痛・全身倦怠感等	未確定(発症後に確定)
潜伏期間	2～5日	未確定(発症後確定)
人への感染	風邪より強い	強い
発生状況	流行性	大流行性 (政府行動計画想定) ・全人口の25%が罹患 ・従業員の最大40%が欠勤

3 社会機能の維持に関わる事業者

- ・ プレパンデミックワクチン等の特定接種について、連絡調整を主な任務とする本会職員は、パンデミック時の部外者との濃厚接触をしない業務のみであることから、本会職員を接種対象者とした特定接種の要請は行わないこととする。
- ・ 業務継続に携わった職員の感染及び死亡の場合の補償については、本会規定に基づいて対応することとする。(特別休暇、災害補償に係る規定)
- ・ 業務継続に係る費用については、通常の業務内の費用として賄う。
- ・ 業務が滞らないよう、事務所内での活動を念頭に置いた飲食料・日用品等の備蓄計画を別途策定し、職員に周知する。
- ・ 備蓄品配布のタイミングは、必要に応じて配布することとし、有効期限との関係から、パンデミック時以外でも職員に配布することがある。

4 重要業務の継続に必要な資源の確認及びその調達手段・方法

(1) 資源の確認

- ・ 食料・飲料水 (6名×14日程度)
- ・ ライフライン (電気、通信、コピー機、インターネット等のメンテナンス)
- ・ 交通手段 (職員の通勤または移動)

(2) 調達手段・方法

- ・ 備蓄、購入（現金決済、入出金確認）

(3) 人件費・経費等の管理

- ・ ハイリスク（妊婦、呼吸器疾患のある）職員の確認と出勤見合わせの対応

5 継続業務の特定と継続方法

<新たに発生する業務、継続する業務等の基本的な考え方>

業務区分	基本的な考え方	主な業務（例）	
新たに発生する業務	① 感染拡大防止対策 ② 危機管理体制上、必要となる業務	① 新型インフルエンザ等に関する情報収集・情報発信 ② 会員構成員の医薬品在庫状況の収集・報告及び配送要請の伝達	
通常業務	継続業務	① 新型インフルエンザ関連の調査など ② 会員及び会員構成員との連携 ③ コンピューター等基盤システムの維持	
	縮小業務	① 緊急性を要しないが、継続が望ましい業務 ② 継続・休止以外の業務	① 各種委員会の中の医薬品流通に係る必要最小限の会議
	休止業務	① 緊急性を要しない業務 ② 多数の人が集まる業務	① 各種委員会、研修など ② 機関紙の発行等

6 業務継続の具体的方法

(1) 新たに発生する業務（欠勤率 40%時は 5 名）

① 新型インフルエンザ等に関する情報収集・情報発信

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況、公共サービスなどに関する正しい情報を国（厚労省、内閣官房等）から入手し、会員へ周知する。
- ・ 新型インフルエンザ等の流行の度合いに応じて、会員構成員である医薬品卸の業務の実施状況等を把握し、医薬品流通の現況を迅速に国へ報告する。
- ・ 会員又は医薬品卸からの現状報告、要請を受け、国へ要請する。

② 会員構成員会社の医薬品在庫状況の収集・報告及び当該会員構成員会社への配送要請の伝達

- ・ 国からの要請・指示に応じ、当該医薬品を安定的に供給するよう、医薬品卸の在庫状況を情報収集し、国等へ報告するとともに、当該医薬品卸に対し配送を要請する。

(2) 継続業務（欠勤率 40%時は 1～2 名）

① 休止すると法令違反等になる業務

- ・ 支払業務（契約分等）

② 機能維持のための基盤業務

- ・ 新型インフルエンザ関連の調査など
- ・ 会員及び会員構成員との連携
- ・ コンピューター等基盤システムの維持

(3) 縮小・中止業務（欠勤率 40%時は 0～1 名）

① 各種委員会、研修会

- ・ 原則として、各種委員会、研修会の開催は中止する。
- ・ ただし、流通近代化検討委員会、卸問題検討委員会、大衆薬卸協議会等の、医薬品流通を議論する委員会等で情報交換が必要な場合は、必要最小限の開催に止める。

② 機関誌の発行等

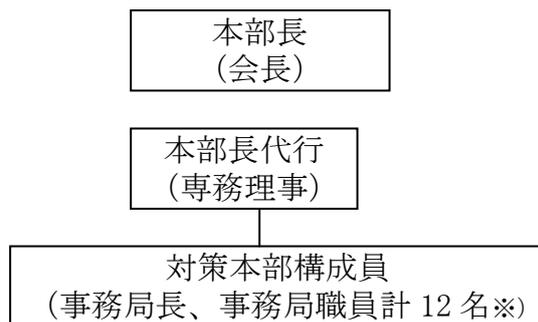
- ・ 書籍等の発送業務、請求書発行業務は必要最小限に止める。
- ・ 支払業務（随時分）は必要最小限に止める。
- ・ 「月刊卸薬業」の発行を中止する。
- ・ ホームページの更新作業を中止する。

7 パンデミック時の新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- ① 新型インフルエンザ等が発生した場合は、会長は、速やかに本会に対策本部を設置する。
- ② 対策本部の本部長は本会会長とし、本部長代行に専務理事を充てる。
- ③ 対策本部の構成員は、事務局長及び事務局職員とする。

<対策本部の構成>



※パンデミック時は7名を想定

(2) 情報収集・共有体制

① 連絡体制

対策本部、会員及び会員構成員の連絡責任者は、別紙（省略）のとおりとし、変更がある場合は、速やかに本会事務局に連絡するものとする。

② 情報収集・共有体制

- ・ 対策本部は、国、都道府県、会員、会員構成員、関係団体等からの情報を的確に把握し、随時又は定期的に内容の更新を行う。
- ・ 対策本部は、会員及び会員構成員の従業員の勤務状況等を常に把握し、情報提供・連絡体制の維持・確保を図る。

8 その他

・ 計画の見直し

国等が提供する情報を適宜入手し、必要に応じて事業継続計画の見直しを行うものとする。